

## 「なだとびあ」に対する助成金交付要綱

平成 23 年 10 月 1 日制定

平成 29 年 4 月 1 日改正 灘区長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、障害者福祉の増進のため、障害者週間行事として、なだびとびあ実行委員会（以下、甲という）が開催するなだびとびあ（以下、当該行事という）に要する経費の一部を灘区役所が助成することに関し、必要な事項を定める。

(助成金)

第 2 条 区長は、甲に対し、40 万円を限度に予算の範囲内で当該行事の開催に要する経費の一部を助成することができる。

(助成の要件)

第 3 条 助成の対象となる当該行事の内容は、次の各号に該当するものであること。

- (1) 障害者週間に関連した行事であること。
- (2) 障害者福祉の増進に資するものであること。

(助成金申請の手続き)

第 4 条 甲は、第 2 条の助成金を受けようとするときは、あらかじめ次に掲げる書類を添えて助成金交付申請書（様式 1 号）を区長に提出しなければならない。

- (1) 実施計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 甲の規約及び名簿

(助成金の交付の決定及び通知)

第 5 条 区長は、前条の申請に基づきその内容を審査して、当該申請にかかる助成金を交付すべきものと認めたときは、速やかに助成金の交付決定をするものとする。

2 区長は、当該助成金の交付決定をしたときは、決定内容及び交付条件を付した助成金交付決定通知書（様式 2 号）により速やかに甲に通知するものとする。

(交付決定の取り消し)

第 6 条 区長は、次のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定の一部または全部を取り消すことができる。

- (1) 助成金を第 1 条に定める目的以外に使用したとき
- (2) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- (3) その他、区長が助成金を交付するに不適しいと認めたとき

(報告書の提出)

第 7 条 甲は、当該行事終了後速やかに次に掲げる書類を添えて事業実施報告書（様式第 3 号）を区長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支報告書
- (3) 領収書（写）

(4) ポスター・チラシ

(5) 写真

(助成金の交付額の確定)

第8条 区長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、報告書の審査、必要に応じて行う調査等により、当該事業の成果が助成金の交付の決定内容及び交付条件に適合すると認める場合は、助成金の交付額を確定し、助成金額確定通知書（様式4号）により甲に通知するものとする。

2 区長は、前項の規定により確定した助成金の交付額が、交付決定における助成金額と同額である場合は、前項の規定による通知を省略することができる。

(助成金の交付)

第9条 区長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、本助成金を交付する。

2 甲は、前項の規定により本助成金の支払いを受けようとするときは、助成金交付請求書（様式5号）により区長に助成金の交付を請求することができる。

3 区長は、前項の規定による請求があったときは、助成金を交付する。

(施行細目の委任)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、保健福祉部長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。